

確定申告（所得税・復興特別所得 税など）と市県民税の申告は 3月16日(月)まで

商売や事業を営んでいる人、給与以外の収入がある給与所得者などにとって、1年の総決算ともいえる申告の時期となりました。所得と税額を正しく計算し、申告と納税は期限内に済ませてください。

なお、期限間近になると確定申告会場は大変混雑しますので、申告をする人は早めにお越しください。また、申告書はできるだけ自分で作成するようお願いいたします。

所得税・復興特別所得税

申告と納税の期間は、**2月17日(月)～3月16日(月)**です。

〔確定申告が必要な人〕

①令和元年中の各種所得金額の合計額から所得控除を差し引き、その金額を基に計算した税額が、配当控除を超える次のような人

- ▼ 商売をしている人(商工業、農漁業、自由業など事業から生じる収入のある人)
- ▼ 土地・建物などを売った人
- ▼ 土地・建物などの賃貸料や権利金などの収入がある人

② 給与所得者で次のような人
▼ 給与の収入金額が2千万円を超える人

▼ 給与以外の所得が20万円を超える人

③ 次のような人は申告をする
と、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
▼ 給与所得者で雑損控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などを受けられることができる人

▼ 令和元年の途中で退職した後、再就職しなかったため、年末調整を受けていない人

〔確定申告の際に必要なもの〕

▼ 所得金額の計算に必要な収支内訳書または収支の内訳が分かる書類など

▼ 申告書用紙が送られている人は、その申告書用紙および納付書用紙

▼ 「確定申告のお知らせ」はがき(送付されている人のみ)

▼ 給与、公的年金収入がある人は、源泉徴収票

▼ 生命保険料、地震(旧長期損害)保険料の支払証明書

▼ 国民健康保険料、国民年金などの社会保険料の支払額が分かる書類

▼ 医療費控除の明細書・寄附金などの領収書

※ 医療費の領収書の添付または提示で控除を受けられるのは令和元年分までです。

▼ 筆記用具、計算用具など

▼ 印鑑、預貯金口座番号(申告者名義のものに限る)が分かるもの

また、申告書提出時にはマイナンバーの記載に加えて、下記の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

なお、扶養者・専従者などのマイナンバーについても申告書への記載が必要です。

消費税

〔個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税〕

申告と納税の期間は、**3月31日(火)**までです。

課税期間の課税取引を税率ごとに区分できるように「課税取引金額計算表」を用いて整理しておいてください。

贈与税

〔贈与税の申告と納税〕

令和元年中に個人からもらった財産の価値が、110万円を超える場合には贈与税の申告が必要です。

申告と納税の期間は、**2月17日(月)～3月16日(月)**です。

納税は期限内に！

納期限	
所得税 贈与税	3月16日(月)
消費税	3月31日(火)

所得税や個人事業者の消費税(地方消費税を含む)については、指定の預貯金口座から自動振替により納税することができます。

「預貯金口座振替依頼書」を税務署または取引先の金融機関に、申告期限までに提出するだけで利用できます。

振替納付日	
所得税	4月21日(火)
消費税	4月23日(木)

本人確認書類について

マイナンバーカードを持っている人

マイナンバーの確認	身元(実在)の確認
	マイナンバーカード

マイナンバーカードを持っていない人

マイナンバーの確認	身元(実在)の確認
通知カード または 住民票(番号つき)	運転免許証 または パスポート など



いつでもどこでもスマホで申告！

国税庁 HP の『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォン（タブレット端末も可）で所得税の確定申告書が作成できます。



確定申告書等作成コーナーへアクセス！

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2カ所以上の給与と所得がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人など、スマホ専用画面を利用できる人の範囲が広がります。

e-Tax で手続き完結！

「マイナンバーカード」と「マイナンバー対応スマホ」を持っている人は e-Tax で手続きできます。また、マイナンバーカード対応スマホなどを持っていない人も「ID・パスワード方式^{*1}」の届出完了通知に記載された ID・パスワード^{*2}があれば、e-Tax で手続きが可能です。

- ※1 ID・パスワード方式が利用できない人は、自宅のプリンタやコンビニなどのプリントサービス（有料）で申告書を印刷し、税務署に郵送などで提出できます。
- ※2 税務署窓口で職員と対面による本人確認を行った後に発行されます。

【所得税・消費税・贈与税に関する問い合わせ】
新居浜税務署 ☎ 33-4145

申告書の作成の詳細は

国税庁 で 検索

受付時間	日程	場所
9時～16時	2月17日(月) ～3月16日(月) (土・日・祝などは除く)	イオンモール新居浜 2階イオンホール

【確定申告会場のご案内】

※混雑状況により早めに受け付けを終了する場合があります。

また、新居浜税務署には確定申告会場を設けていません。なお、イオンモールの営業時間に伴い、午前10時までの入場口は限定されますので、あらかじめご了承ください。

市県民税

【市県民税の申告が必要な人】

令和2年1月1日現在、新居浜市内に住所がある人は、市県民税の申告が必要です。

【市県民税の申告が不要な人】

▼前年中の所得が給与と所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている人

▼所得税の確定申告をした人（市県民税の申告書を提出したものとみなされます）

▼前年中収入がなかった人（所得証明が必要な人を除く）

なお、年金収入400万円以下で、かつ年金以外の他の所得金額が20万円以下の場合、還付申告以外の確定申告が不要となりますが、市県民税の申告が必要な場合があります。

【市県民税申告に必要なもの】

所得税の申告に必要なものと同様です（P10参照）。年金収入のある人は、「公的年金等の源泉徴収票」を必ずお持ちください。

※税務署から案内のはがきを送付されている人は、所得税の申告会場で申告してください。

【市県民税申告相談会場のご案内】

▼受付時間 9時30分～16時

（大島・別子山区を除く）

日程	場所
2月14日(金)	角野公民館
2月17日(月)	大島交流センター (9時30分～15時30分)
2月18日(火)	船木公民館
2月19日(水)	泉川公民館
2月20日(木)	中萩公民館
2月21日(金)	大生院公民館
2月25日(火)	別子山支所 (10時～15時30分)
2月26日(水)	高津公民館
2月27日(木)	浮島公民館 神郷公民館
2月28日(金)	垣生公民館 多喜浜公民館
3月3日(火) ～16日(月)	市役所2階21会議室 (土・日・祝などは除く)

【市県民税に関する問い合わせ】
市民税課 ☎ 65-1224
FAX 65-1255

～ 四国税理士会新居浜支部の無料相談会 ～

所得税・贈与税・相続税などに関する無料税務相談会を開催します。お気軽にお越しください。

日時：2月21日(金) 10:00～16:00 場所：市役所2階21会議室
☎ 税務支援担当税理士 譽田 幸弘 ☎ 47-8691